

平成24年3月14日

金融機能強化法による資本支援の受け入れについて

那須信用組合
理事長 熊谷勝美

当信用組合は、平成14年6月24日に4つの信用組合の合併により発足してから10年を迎えようとしております。この間、私どもは協同組織金融機関の基本理念であります相互扶助の精神に則り、地域に根ざした金融サービスに努め、「お客様に一番身近な金融機関」として営業を展開してまいりました。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の自然災害となり、栃木県内にも人的被害のほか、地域の社会インフラを含め多くの生産拠点や設備・住宅に大きな被害をもたらしました。特に、原発事故による放射能汚染とそれに伴う風評被害は深刻な問題となっており、当信用組合のお取引先も多大な影響を受けております。

このような事態を受け、当信用組合は、被災された地域の皆様方に対して十分な金融仲介機能を発揮していくことが、地域の復旧・復興に不可欠であり、また当信用組合に課された使命であると考えております。

こうした使命を将来にわたって継続的かつ安定的に果たしていくため、当信用組合は、今般、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第10条に規定する震災特例協同組織金融機関として、信用組合業界の系統中央機関である全国信用協同組合連合会を通じて70億円の資本支援を受け、財務基盤の充実・強化を図ることとなりました。

今後におきましては、経営強化計画に掲げた各種方策を着実に実施し、地域の復興を視野に入れた幅広い支援に積極的に取り組んでまいり所存でございますので、さらなるご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

以上